

川崎町新型インフルエンザ等行動計画修正箇所一覧表

修正箇所	現 行	修 正 案	修正内容
P 2 7 行目	(以下「新型インフルエンザ等」という。)	(以下「新型インフルエンザ」という。)	等を削除
P 2 9 行目	新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	等を削除
P 9 1 基本的人権の尊重 5 行目	売り渡しの要請等の実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。	町は、県が実施する売り渡しの要請等の措置に連携、協力します。また、町が実施する措置にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。	売り渡しの要請等の実施は、町ができないため、表現を明確化
P 2 4 (1) -1 町行動計画等の策定 (下から 2 行目)	業務計画	事業継続計画	業務計画は指定公共機関が作成する計画のため
P 2 5 (3) まん延防止に関する措置		国の実施する検疫強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、関係機関と連携を強化します。	追記
P 3 1 海外発生期 (4) 予防接種		国が実施するモニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価について、積極的に情報収集し、関係機関への周知を行います。	追記
P 3 8 県内未発生期 ～県内発生早期 (4) 予防接種		国が実施するモニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価について、積極的に情報収集し、関係機関への周知を行います。	追記
P 4 5 (4) 予防接種 2 行目	予防接種法	予防接種法第 6 条第 3 項	条項を明記
p 5 2 小康期 (1) -5 県対策本部の廃止	緊急事態解除宣言がされたときは	政府対策本部が廃止されたときは	県対策本部の廃止は政府対策本部が廃止された時のため